

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和5年12月7日（木）

2 確認箇所

- (1) サブドレンピットNo.18、19
- (2) ふれあい交差点付近

3 確認項目

- (1) サブドレンピットNo.19からの油分確認への対応状況
- (2) 構内車両からの油漏えい事象への対応状況

4 確認結果の概要

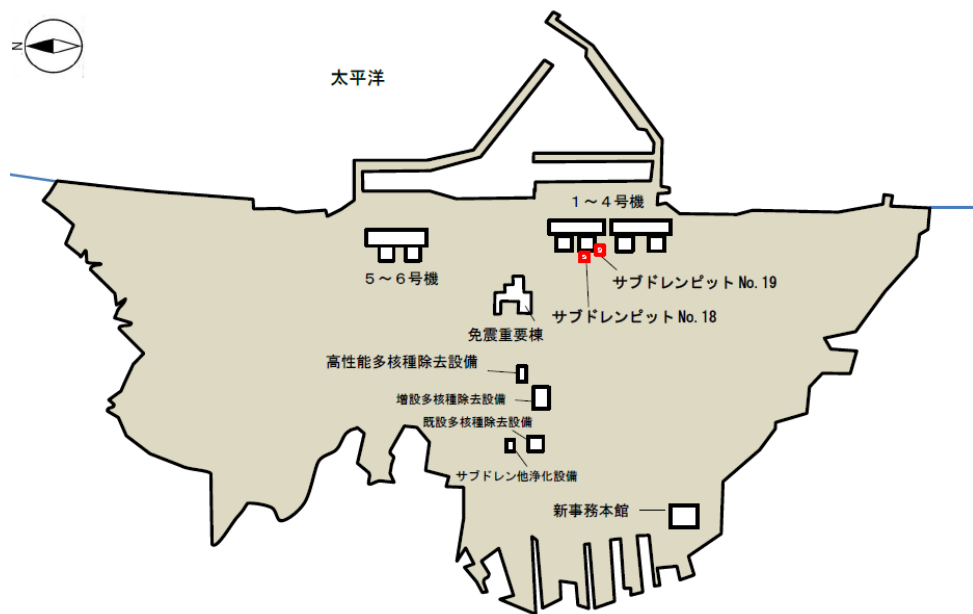
- (1) サブドレンピットNo.19からの油分確認への対応状況

東京電力では、原子炉建屋等に流入する地下水量を低減するため、建屋近傍に井戸（以下「サブドレン」という。）を設置し、地下水を汲み上げ、浄化を行った後に海へ排水することにより、汚染水の発生量を低減する取り組みを行っている。

本日は、令和5年9月21日にサブドレンピットNo.19から油分が確認された事象への対応状況について、東京電力から聞き取り確認を行った後、現場確認を行った。（図1）（写真1）

○聴取内容

- ・9月21日にサブドレンピットNo.19の井戸内水の分析結果（9月20日汲み上げ分）を確認したところ、油分が40mg/Lであり、排水基準値（5mg/L）を超過していることを確認したことから、サブドレンピットNo.19及び地下の横引き管により連結しているサブドレンピットNo.18の汲み上げを停止した。なお、サブドレンピットNo.19は汲み上げを行っておらず、また、当日のサブドレンピットNo.18及び汲み上げた水の移送先である中継タンクNo.3の油分の分析結果は検出限界値未満であった。
- ・後日、サブドレンピットNo.19の井戸内についてカメラ調査を実施したが、油分の流入源を確認することはできなかった。
- ・サブドレンピットNo.19油分排水基準超過日以降、油分の回収作業を実施し、過去の測定値と同程度の値に戻り安定して推移していることを確認したことから、10月4日にサブドレンピットNo.18について週1回の1時間運転による汲み上げを再開した。
- ・その後、測定値が引き続き過去の測定値と同程度であることを確認した後、11月4日から汲み上げについて週2回の6時間運転とした。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図

○現地確認内容

- ・確認した範囲では、サブドレンピットNo.19及びNo.18の周辺に油汚染の痕跡は見られなかった。(写真1)



(写真1-1)
サブドレンピットNo.18の状況



(写真1-2)
サブドレンピットNo.19の状況

(2) 構内車両からの油漏えい事象への対応状況

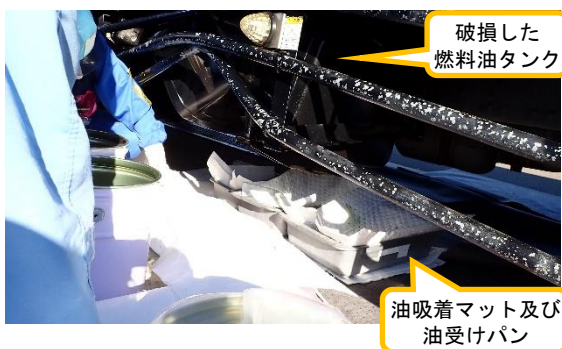
本日10時34分、構内において車両から油が漏えいしているとの連絡が緊急対策本部にあったことから、現場の状況について確認を行った。

- ・現場到着時（12時50分頃）、破損した燃料油タンクから油（軽油）を抜き取る作業が行われていた。（写真2-1）
- ・車両下部及び周辺には油吸着マット及び油受けパンが設置されていた。（写真2-2）
- ・車両は道路脇の側溝をまたぐような形で停車し、側溝の上流及び下流には土嚢が設置されており、側溝に流れ込んだ油が排水路に流れ込むことを防ぐ処置が施されていた。（写真2-3）
- ・東京電力によると、側溝のグレーチング（格子状のふた）を踏んだ際にグレーチングが跳ね上がり、燃料タンクが破損して油が漏えいしたとのことである。



(写真2-1)

車両燃料タンクからの油（軽油）抜き取り作業の状況



(写真2-2)

車両下部及び周辺への油吸着マット及び油受けパンの設置状況



(写真2-3)

側溝下流への土嚢の設置状況

5 プラント関連パラメータ等確認

本日確認したデータについて、異常な値は確認されなかった。